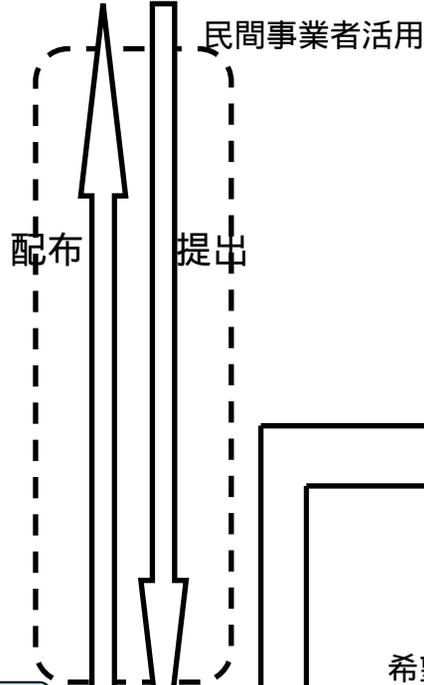


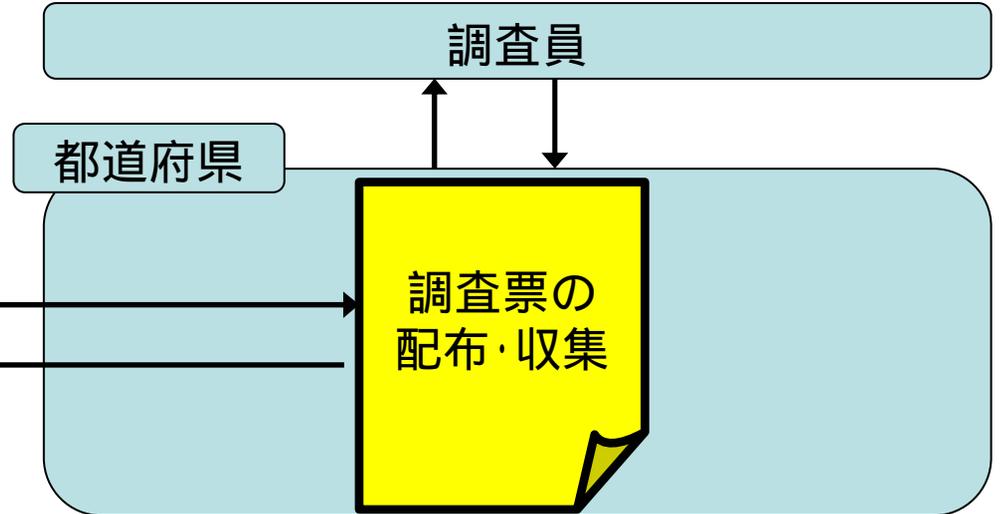
特定サービス産業実態調査の調査実施体制について

新規10業種の対象

既存11業種の対象



ただし、一部調査事業所が散在している地域については都道府県による郵送調査



希望する調査対象に対しては、業種横断的に経済産業省からの郵送による本社一括調査とする。

経済産業省

調査企画

調査票の
配布・収集

調査票の
審査

集計

分析・公表

新規追加業種における回収率・記入率の維持に向けて経済産業省が実施する事項

調査客体への事前の協力依頼の強化

協力依頼文の送付

従来通り、全ての調査客体及び調査対象業種に関係する業界団体へ事前に協力依頼文を送付する。

説明会の開催(新規)

調査対象業種に属する業界団体へ訪問し、調査票の記入や調査方法に関する説明会を実施するとともに「サービス産業生産性協議会」を通じても協力依頼を実施する。

経済産業局の活用(新規)

全国に8カ所ある経済産業局から、管轄地域に属する企業への協力依頼を実施する。

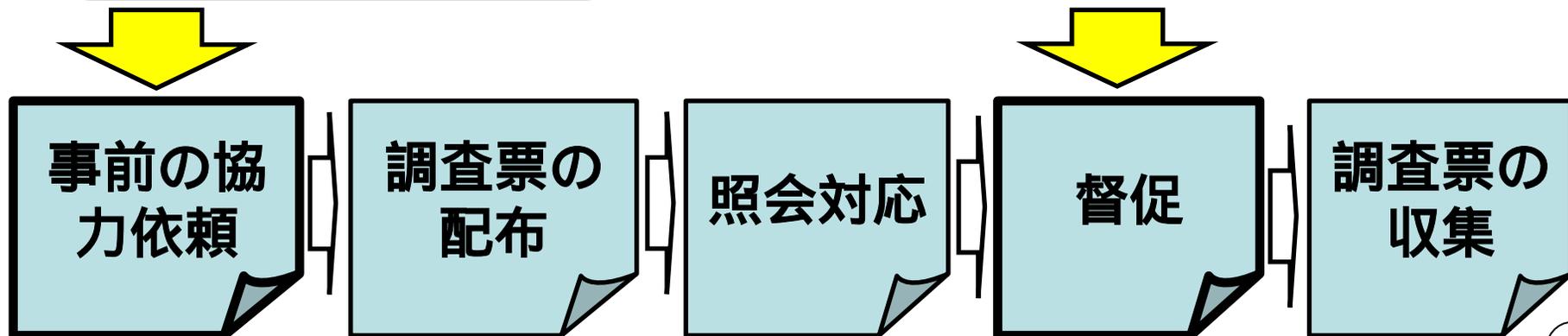
督促の強化

督促状の送付

従来通り、調査票が未提出の事業所に対しては、経済産業省から督促状を送付する。平成20年調査においては、督促状送付の時期を早めるとともに、督促状の送付によっても提出のない調査客体については複数回における督促状の送付を実施する。

国による電話・訪問督促

督促は、原則として経済産業省の厳格なモニタリングの下に民間事業者が実施する予定だが、民間事業者では回収が困難な大規模事業所に対しては経済産業省が直接、電話や訪問により督促を行うこととする。



民間事業者活用時の回収率・記入率の維持に向けた方策

モニタリング

民間事業者は、経済産業省が指定する物件(調査票受付状況、督促状況、問合せ状況等)を定期的に納入し、常に経済産業省と連絡がとれる状態を保つこと等の条件を設定し、経済産業省の厳格なモニタリングの下に作業を行う。

適切な照会対応の実施

国が照会対応事例集を提供し、民間事業者はその事例集に基づき照会対応を行う。
コールセンターを設置することにより、調査客体からの照会対応を円滑に実施する。

達成回収率設定

民間事業者は、従来の調査の回収率である一定水準に達するまで督促を実施することとする。

民間事業者の作業

受託事業者の決定

調査票の配布

照会対応

督促

調査票の収集

事業者の適切な選定

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) ()の認証と同等以上のセキュリティシステムが確立しているか等、入札に関する厳格な制限を設定し、適正な受託事業者の選定を行う。

客体に対する名称

客体にかたり調査の疑念を抱かせないなど円滑に調査を進めるため「経済産業省特定サービス産業実態調査実施事務局」という名称により照会対応、督促を実施する。

企業や組織が自身の情報セキュリティを確保・維持するために、ルール(セキュリティポリシー)に基づいたセキュリティレベルの設定やリスクアセスメントの実施などを継続的に運用する枠組み。日本情報処理開発協会が運用する制度・ISMSに求められる範囲は、ISO/IEC15408などが定めるような技術的な情報セキュリティ対策のレベルではなく、組織全体に渡ってセキュリティ管理体制を構築・監査し、リスクマネジメントを実施するもの。